

平成 2 9 年 第 1 回 市 議 会 (定 例 会)
付 議 案 件 綴

(そ の 6)

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第 1号 堺市議会基本条例の一部を改正する条例……………	3
議員提出議案第 2号 不出頭に対する告発について……………	7
議員提出議案第 3号 不出頭に対する告発について……………	8
参考資料	
条例関係新旧対照表……………	1 1

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第 1号 堺市議会基本条例の一部を改正する条例

理由

議員の活動原則及び職務並びに議会の役割及び責務に関する規定の一部を改めるため、本条例案を提案するものである。

堺市議会基本条例の一部を改正する条例

堺市議会基本条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 2 議会は、前項各号に掲げる役割のうち、災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を負うものとする。
- 3 前項の規定により継続して担うべき役割及びこれに係る責務に関する計画は、議長が別に定めるものとする。

第3条中「前条各号」を「前条第1項各号」に改める。

第4条の見出しを「（議員の活動原則及び職務）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行することを活動原則とし、議会の議事に参与するほか、主に次に掲げる職務を行うものとする。

第4条第5号を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月23日

堺市議会議長
吉川 守 様

提 出 者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同

志 勤 史 平 夫 也 信
上 井 関 川 渕 宅
猛 貴 良 和 達 頼
瀧 岡 井 西 田 三 森

堺市議会議員

同
同
同
同
同

英 樹 昭 一 次 司
俊 征 友 清 清
長 谷 川 田 村 田 堀 山
黒 野 芝 小 成

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第 2号 不出頭に対する告発について
議員提出議案第 3号 不出頭に対する告発について

理由

地方自治法第100条第1項後段の規定による出頭の請求に対し、被告発人が正当な理由なく出頭しなかったことについて、同条第3項に該当するものとして、同条第9項の規定により当該被告発人を告発するため、本議案を提案するものである。

不出頭に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1 告発人及び被告発人

告発人の氏名及び住所

堺市議会議長 吉川 守 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

被告発人の氏名及び住所

吉田 誠也 兵庫県西宮市*****

2 告発の趣旨

被告発人の次項の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

本市議会は、地方自治法第100条第1項後段の規定により出頭を求めたところ、被告発人が正当な理由がなく、平成28年11月11日及び平成29年1月17日の小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費又は政務調査費の支出に関する調査特別委員会へ出頭しなかったもの。

不出頭に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1 告発人及び被告発人

告発人の氏名及び住所

堺市議会議長 吉・川 守 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

被告発人の氏名及び住所

吉 田 裕美子 大阪府大阪市都島区*****

2 告発の趣旨

被告発人の次項の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

本市議会は、地方自治法第100条第1項後段の規定により出頭を求めたところ、被告発人が正当な理由がなく、平成28年11月11日及び平成29年1月17日の小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費又は政務調査費の支出に関する調査特別委員会へ出頭しなかったもの。

參考資料

條例關係新旧对照表

＜議員提出議案第1号 堺市議会基本条例の一部を改正する条例＞

堺市議会基本条例（平成25年条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(議会の役割及び責務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、前条各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議員の役割及び活動原則)</p> <p>第4条 議員は、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 議員として、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。</p>	<p>(議会の役割及び責務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 議会は、前項各号に掲げる役割のうち、災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認められるものについて、継続してこれを担い、その責務を負うものとする。</p> <p>3 前項の規定により継続して担うべき役割及びこれに係る責務に関する計画は、議長が別に定めるものとする。</p> <p>(議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、前条第1項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議員の活動原則及び職務)</p> <p>第4条 議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行することを活動原則とし、議会の議事に参与するほか、主に次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

平成29年第1回市議会(定例会)付議案件綴(その6)

平成29年2月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-16-0049